

千葉市

産業廃棄物収集運搬業許可証 第05510003982号

許可の年月日	平成 28 年 7 月 11 日
許可の有効年月日	平成 33 年 7 月 10 日
1. 事業の範囲	
(1) 業の区分 収集・運搬(積替・保管を含む。)	
(2) 取扱産業廃棄物の種類(積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する) ア ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 イ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上 2 品目	
(3) 取扱産業廃棄物の種類(積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する) ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、 カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、 コ ゴムくず、サ 金属くず、 シ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、ス 鉱さい 以上 1 3 品目	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ 所在地 千葉市若葉区野呂町1654番の一部 他 (面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり)	
3. 許可の条件 別記2のとおり	
4. 許可の更新又は変更の状況 昭和 63 年 9 月 21 日 新規許可 平成 28 年 7 月 11 日 更新許可	
5. 積替え許可の有無 市名 許可番号	
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・無 以下余白	
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

別記 1

- (1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。
- (2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成 21 年 1 月 29 日)	保管面積 13.68 m ² 保管容量 25.3 m ³ 保管高さ 1.85 m 保管上限 25.3 m ³	1	千葉県若葉区野呂町 1654 番の一部 1658 番、1659 番、1662 番 1、1651 番 4、 1652 番 2、1661 番 2
廃棄物保管施設 (次の品目は石綿含 有産業廃棄物を含む) (がれき類) (平成 21 年 1 月 29 日)	保管面積 6 m ² 保管容量 7.15 m ³ 保管高さ 1.2 m 保管上限 7.15 m ³	1	

別記 2

- (1) 飛散、流出及び地下浸透防止に万全を期すること。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。
- (3) 搬入・搬出に係る作業時間は午前 8 時から午後 6 時までとすること。